

## 入 札 説 明 書

### 1 一般競争に付する事項

- (1) 工事件名 若松（部）別棟倉庫新築設計業務（電子入札対象案件）
- (2) 工事内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月12日
- (4) 履行場所 仕様書のとおり
- (5) 電子調達システムの利用

本案件は証明書の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願を提出し、当本部の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。第七管区海上保安本部ホームページ（以下「七HP」という。）契約情報電子入札の項参照。

### 2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8年度国土交通省（第七管区海上保安本部を希望した者に限る。）一般競争参加資格「**建設コンサルタント**」の**A又はB等級**に格付けされた者であること。
- (4) 第七管区海上保安本部から指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと  
（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、第七管区海上保安本部入札・見積者心得書第6の規定に抵触するものではないことに留意すること。

#### ①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続が存続中の会社である場合は除く。

（イ）親会社と子会社の関係にある場合

（ロ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### ②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（ロ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (7) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること（なお、当該ICカードについては、資格審査結果通知書に記載されている者（以下「代

表者」という)又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者のICカードに限る。)

また、代表者(競争参加資格決定通知書に記載されている者)から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者(本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。)は、これに合わせ年間委任状を提出すること。

本登録にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

- (8) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

3 仕様書交付の期間及び場所並びに仕様に関する問い合わせ先

令和8年7月16日～令和8年7月30日

北九州市門司区西海岸1-3-10

第七管区海上保安本部 経理補給部経理課 営繕係

電話(093)321-2931 内線2226

なお、郵送による交付も行う(詳細は入札説明書参照のこと)。

4 契約条項等を示す場所及び契約・入札に関する問い合わせ先

〒801-8507 北九州市門司区西海岸1-3-10

第七管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係 及び 七HP

電話(093)321-2931 内線2223

5 入札申込・入札開札の日時、場所等

(1) 入札申込

- ①電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等(競争参加資格決定通知書の写し、入札参加確認書)の入札書類データを

令和8年7月30日 17時00分

までに下記5(6)に示すURLに提出する。申請内容に間違いがなければ、電子調達システムにより「競争参加資格確認申請書受付票」が送信される。

- ②紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等(紙入札方式参加願、競争参加資格決定通知書の写)を

令和8年7月30日 17時00分

までに第七管区海上保安本部経理課入札審査係に提出し承諾を受ける。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(2) 入札説明書の交付

入札参加希望者は、七HPに掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

(3) 電子調達システムによる添付資料

電子調達システムによる添付資料(資格決定通知書・工事内訳書等)は、次のいずれかのファイル形式で作成し提出すること。

- ・一太郎

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション      P D F ファイル
- 画像ファイル      J P E G 形式
- 圧縮ファイル      L Z H 又は Z I P 形式

(4) 入札書の提出期限

**令和8年7月31日～令和8年8月6日 17時00分**

ただし、「紙入札方式参加願」を提出した者は、紙入札書を上記4に提出すること。  
 なお、郵送により提出する者は、第七管区海上保安本部入札・見積者心得書第4「入札等に関する事項」により作成のうえ、配達記録郵便又は簡易書留郵便等により、上記日時必着で送付すること。

(5) 開札

**令和8年8月7日 13時30分**

北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎 8階

第七管区海上保安本部 経理補給部 入札室

(6) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

電子調達システムヘルプデスク

電話0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

注 意 事 項

①電子調達システムによる工事内訳書は入札書送信時添付すること。紙入札による業者は、入札書提出時に工事内訳書を提出すること。

工事内訳書には、工事件名、会社の所在地、会社名、内訳書提出日の日付を必ず明記すること。(様式については、七HPに掲載してある工事内訳書を参照。)

②第1回の入札が不調となった場合、再度入札に移行するが、再度入札の時間については、電子入札、紙入札が混在する場合があるため、当本部から指示する。開札時間から30分後には当本部から再入札通知書を送信するので、システム内の通知は必ず確認すること。開札処理に時間を要し、予定時間を大幅に超えるようであれば当本部から連絡する。

なお、紙入札による入札業者については、入札会場で待機すること。原則として退室は認めない。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札及び第七管区海上保安本部入札・見積者心得書、その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 入札の方法

当該入札の執行において入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。(発注内容・履行期限等を見直したうえ再度入札公告に付する。)

9 落札者の決定方法

- (1) 第七管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 契約書作成の要否 要（ただし、契約金額が250万円に満たない場合は省略することがある）

11 代金支払時期 完成検査合格後、請求書を受領した日から40日以内

12 前払金 無

13 既済既納部分払 無

14 期限延伸の措置 請負者の請求による期限延伸については、請負者の責に帰することのできない場合は、請負者の延長請求により協議し延長措置をとる。

15 危険負担 天災事変等による場合を除き、原則として請負者負担。

16 保証期間

- (1) 木造建築物の建設工事及び設備工事等（1年）
- (2) コンクリート建築物又は土木工作物等（2年）
- (3) 請負者の故意又は重大な過失の場合（10年）

17 入札書提出にかかる委任について

- (1) 紙入札方式で入札に参加する者で、代表者以外の者が入札書を提出する場合には、委任状（個別委任可）が必要。  
電子調達システムにより入札に参加を希望する者で、代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者は、所定の受領期限までに年間委任状（原則として、個別委任は不可）が必要となる。
- (2) 記載事項：工事件名、委任事項（入札及び見積について、契約締結について等）、委任者記名押印、受任者記名押印（様式については、七HPに掲載してある委任状を参照。）。

18 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 第七管区海上保安本部が発注する建設工事（測量等）において、暴力団員等による不当要求又は建設工事（測量等）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じ

ることがある。

- (4) 建設工事（測量等）において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 19 その他

- (1) 書面により入札箱に投函された入札書については、第七管区海上保安本部入札見積者心得第6各号に該当するものを除き、投函された入札書は有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置を講じられるので注意すること。
- (2) 工事及び建設コンサルタント業務等の契約において、これらの業務に関し、談合等の不正行為を行った受注者については、請負代金額（業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払う違約金特約条項を設けている。
- (3) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認すること。  
この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利な取扱いを受ける場合がある。
- (4) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

## 20 入札書・委任状等の書式

次のURLアドレスから、適宜、ダウンロードし作成すること。

なお、ダウンロードできない場合は、事前に上記4の担当係に申し出ること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/keiyaku/>